

18歳から大人です！ —若者の消費トラブル—

成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳の若者も大人として自分で契約できる一方、一度契約すると、原則として自分の都合だけで契約をやめることはできません。

【若者が被害にあいやすい消費者トラブルの例】

- 脱毛エステのカウンセリングだけのつもりが高額な契約をしてしまった
- 簡単に稼げるという副業に登録したら、マニュアル代やサポート費用を請求された等

「自分は大丈夫」と過信せず、契約内容をよく確認する、うまい話をうのみにしないなど、注意が必要です。また、少しでも不安に思ったら、早めに消費生活センターに相談しましょう。



若者に多い消費者トラブルはこちら
(国民生活センターHP)

高齢者からの消費相談 上位3位 (令和5年度)

順位	商法・手口
1	定期購入 ネット通販等で「初回無料」「お試し価格」の広告を見て、1回だけのお試しのつもりで購入したところ、定期購入の契約だった等のトラブル
2	フィッシング メールやショートメッセージサービス(SMS)などを使って、実在する企業になりすました偽物のWEBサイトへ誘導し、個人情報やクレジットカード情報などを盗み出す手口
3	身分詐称 公的機関や大手企業などと身分を偽って消費者を信用させて勧誘を行う手口

【県消費生活センター調べ】

あれと思ったら、まずは相談窓口へ

福井県消費生活センター

福井市手寄1-4-1(AOSSA7階)
TEL 0776-22-1102
受付時間：午前9時～午後5時
休館日：祝日、年末年始



福井県嶺南消費生活センター

小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)
TEL 0770-52-7830
受付時間：午前9時～午後5時
休館日：祝日、年末年始、第3日曜日



メール相談について
詳細はこちら

市町でも相談窓口を設置しています

「消費者ホットライン」188(いやや)にかけると最寄りの消費生活相談窓口につながります



市町相談窓口一覧

エシカル消費をはじめよう

環境や社会、人、地域に配慮した消費行動を「エシカル消費」といいます。手前にある商品から買うことで食品ロスを減らす、地元産の商品を購入して生産者を応援するといった思いやりのある買い物をすることがあります。

県では、エシカル消費推進のため、様々な取り組みを実施しています。例えば、食品ロス削減に向け、「おいしいふくい食べきり運動」を展開しています。また、県産の農産物や地域の伝統技術を使って製造された加工食品を「厳選ふくいの味」として認証し、地産地消を推進しています。



おいしいふくい
食べきり運動



「厳選ふくいの味」
認証マーク

さらに、エシカル消費について多くの人に知ってもらうため、5月にカレー作りを通して食品ロスやエシカル消費について学ぶ親子教室を開催しました。7月からは、エシカル消費に関するクイズに答えると抽選で県産品が当たるキャンペーンを実施しています。ぜひご参加ください。

【お問い合わせ】 県民安全課/TEL0776-20-0287

できることから始めよう！「エシカル消費」

- ①環境に配慮
 - ・すぐに食べるものは、手前から順番に購入
 - ・買い物はマイバックを持参
- ②社会・人に配慮
 - ・国際フェアトレード認証ラベルのついた商品の購入
 - ・障がい者が作ったセルフ商品の購入
- ③地域に配慮
 - ・地元のお店の利用、地元の伝統工芸品などの購入
 - ・被災地で生産される商品の購入



エシカルチャレンジ2024

公式InstagramまたはX(旧Twitter)をフォローしてエシカル消費に関するクイズに答えよう！正解者の中から抽選で県産品(3,000円相当)をプレゼント！

- 第1回 ~令和6年8月10日
- 第2回 令和6年9月10日~10月10日
- 第3回 令和6年11月10日~12月10日
- 第4回 令和7年1月10日~2月10日



応募・詳細はこちら

特集②

ちょっと考えて、ぐっという未来！ 見つめなおそう消費生活

わたしたちは、食べ物や服などの商品を買ったり、サービスを受けたりして生活している「消費者」です。近年、さまざまな消費者トラブルが発生しており、買い物をするときは注意が必要です。また、多くの人が豊かな生活を送れるよう、一人ひとりが環境や社会、人、地域に配慮した消費をすることが重要です。県では、今年3月に「福井県消費者基本計画」を策定し、これに基づいてみなさんが安全安心で豊かな消費生活を送れるよう取り組みを進めています。

消費者トラブルに気をつけよう

県消費生活センターに寄せられる相談のうち、毎年3割以上が65歳以上の高齢者の方からの相談です。近年はインターネット利用によるトラブルや身分詐称等の相談が上位を占めています。高齢者は悪質業者の標的になりやすいため注意が必要です。

また、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳、19歳の若者も自分の意思で契約を結ぶことができる一方、一度契約すると、原則として自分の都合

だけで契約をやめることはできません。未然にトラブルを防ぐため、正しい知識を身に付けることが大切です。

県では注意を促すため、定期的な情報発信を行っています。毎月新聞で消費者トラブル防止のポイントを紹介するほか、学校や公民館などで出前講座を実施しています。また、福井県警からも防犯アプリ「ふくいポリス」で特殊詐欺(※)発生情報を発信しています。



新聞掲載記事



ふくいポリス

さらに5月の「消費者月間」には、スーパーでの街頭啓発活動や消費について学べるイベントなどを行いました。

また、家族や地域の方による見守りも被害防止のためには重要です。県では、成人になる高校3年生の保護者向けにパンフレットを配布しているほか、地域のケアマネジャーや民生委員に高齢者見守りマニュアルを配布しています。

そして、県や市町では消費者トラブルに巻き込まれてしまったときに相談できる窓口を設置しています。直接の来所または電話で相談を受け付けており、県ではメールやオンラインでも相談ができます。また、月3回専門家による無料の法律相談も実施しています。



今年度の法律相談
スケジュールはこちら



スーパーなどに設置されている地元産の商品販売コーナー



令和6年5月開催 食品ロスやエシカル消費について学ぶ親子教室



令和6年2月実施 出前講座



令和6年5月実施 街頭啓発活動

※特殊詐欺：被害者に対面することなく信頼させ、不特定多数の者から現金等をだましとる犯罪の総称。オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空請求詐欺、運付金詐欺等があります。